

～相談事例～

30代男性ひとり暮らし

給与の前借り、税金滞納による差し押さえにより困窮に至る。家賃、水道代、電気代も滞納しており、水道は止水、電気も供給停止寸前。通勤のためのバイクは、通勤途中にガス欠で近隣に停めたままの状態。

本人は、本事業の現物給付に抵抗がある。給付への抵抗感に対して、施設でのボランティアを提案し、現物給付を含む支援を受入れることとなる。後日、公用車洗車や利用者とのゲームなどボランティア活動が実現する。相談員や施設の職員、利用者といふれあうことで笑顔も見られるようになった。



70代女性のひとり暮らし

自宅近くでうずくまっているのを発見され、警察に通報がある。ひとり暮らしで食事が摂れていない様子。病院受診するが点滴を拒否し、自宅へ戻ることになる。受診(点滴)拒否後、ひとりでご過ごすことに不安があったため、支援施設に1泊。

相談者は所持金がなく、通帳も紛失している。他者との関わりに抵抗がある様子の為、民生委員の協力のもと、食材等の現物給付を行う。通帳再発行手続きのため、郵便局に同行し残金を確認。今回の支援を通して、他者との関わりに対する抵抗も薄れており、歩行状態も改善してきたため、今後は訪問系のサービスを検討する。



30歳代の男性と妻、子ども3人世帯の支援

相談者(夫)本人は1日でも早く仕事に復帰したいと考えているが、妻は重いうつ病で自殺願望があり目が離せないため現在休業中。

車のローン、水道代、ガス代、電気代、医療費の滞納がある。貯蓄も底をつき、相談者自身の育児休業給付金が支給されるまでの生活費がない。

相談者の妻の悩みごとの相談や育児相談支援、子どもが入園する保育園探しの協力を行う。電気、ガスは滞納により供給停止寸前。電気、ガス代、相談者の妻の医療費を現物給付する。

その後、妻の病状も徐々に回復傾向にあり、相談者は仕事復帰することができた。



連絡先

社会福祉法人(施設)名

所在地

電話

相談窓口は下記の
2次元コードから
検索できます



宮崎県の
社会福祉法人が
地域を支える

誰でもご相談
いただけます

～生活困窮者等に対する相談支援事業～

みやざき安心 セーフティネット事業

生活に困りごとや不安をかかえている方、
あなたの周りにはいませんか?



食べる物や日用品がない。
電気・ガスをとめられた。
医療費がないので病院に行けない。



当事業は、社会福祉法人による自主的な社会貢献の取り組みとして、生活困窮者等の自立を支援することを目的に、本事業に参加する社会福祉法人(施設)からの会費をもって基金を設置し、社会福祉法人(施設)、社会福祉協議会、関係団体等と連携・協働しながら総合生活相談事業や経済的援助(現物給付)を行う事業です。

地域や周辺で気になることがある方はお近くの事業参加の社会福祉法人(施設)や社会福祉協議会にご連絡ください。

みやざき安心セーフティネット事業 参加社会福祉法人
社会福祉法人 宮崎県社会福祉協議会

みやざき安心
セーフティネット事業に
関する問い合わせ

社会福祉法人 宮崎県社会福祉協議会
〒880-8515 宮崎市原町2-22 宮崎県福祉総合センター
TEL:0985-61-0055 FAX:0985-23-3160



支援の仕組み

1

みやざき安心セーフティネット事業・担当相談員(CSW)を配置

本事業に参加する社会福祉法人(施設)は、担当相談員(CSW)を配置します。地域の支援を必要とする方への相談活動を積極的に行うことにより、どこへ相談していいのかわからない、家族で抱えている複合的な問題等、利用可能な制度につながります。

2

市町村社会福祉協議会との連携・協働

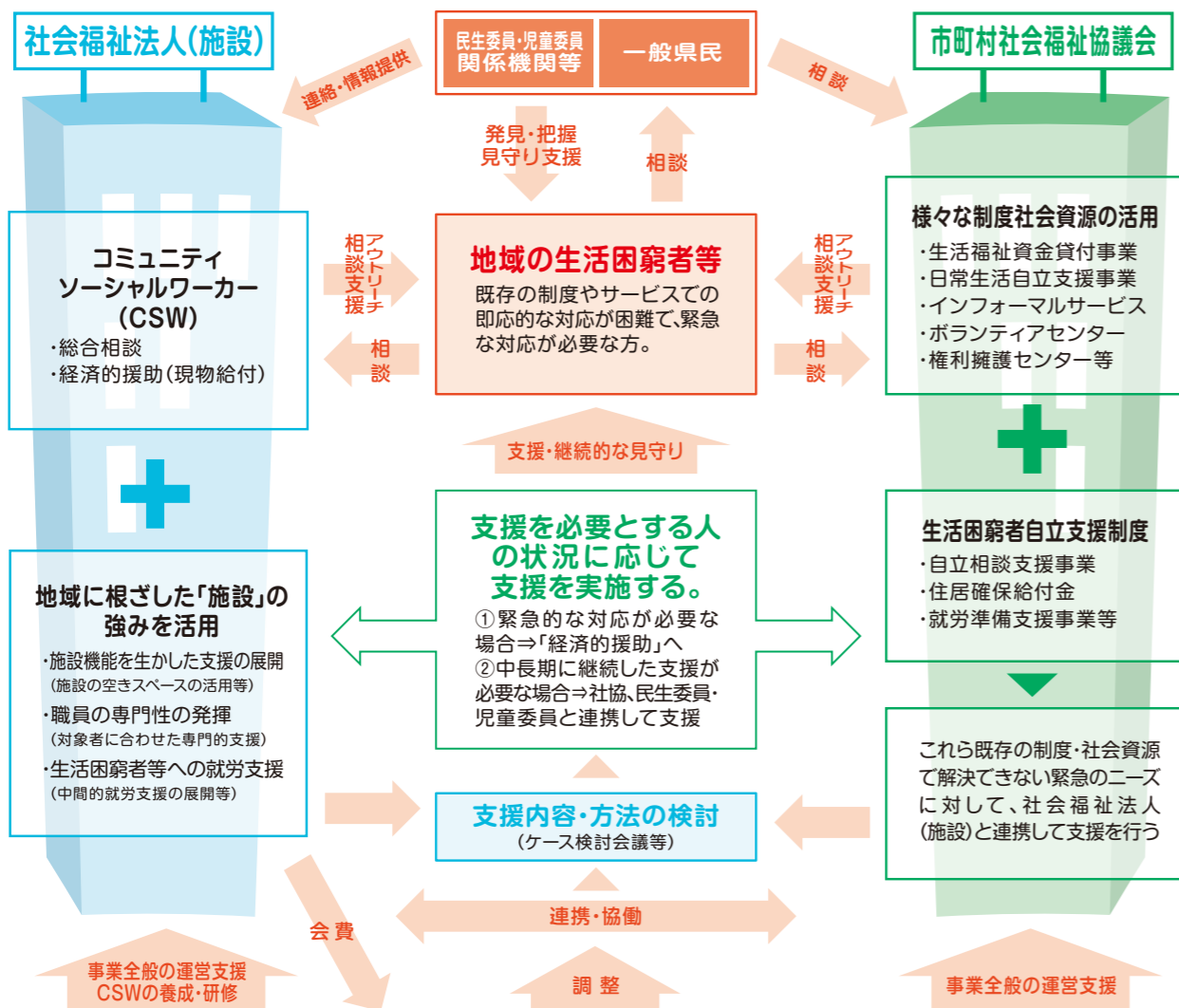
本事業に参加する社会福祉法人(施設)の相談員(CSW)と市町村社会福祉協議会の職員が相談者の住まいを訪問し状況を把握、様々な制度・社会資源の制度が使えるかを検討し相談者の問題解決に努めます。

3

事業運営に必要な資金の確保

これらの取組に必要な資金は、みやざき安心セーフティネット事業の取組に賛同する社会福祉法人(施設)が会費として拠出します。拠出された会費は宮崎県社会福祉協議会の基金で運営・管理を行います。

◆◆「みやざき安心セーフティネット事業」のイメージ◆◆



宮崎県社会福祉協議会 (みやざき安心セーフティネット事業基金)

みやざき安心セーフティネット事業における総合相談・支援の流れ

発見連絡

社会福祉法人(施設)が支援を必要とする方の発見に努めます

生活困窮者は、「SOS」を発することができないことが多いものです。市町村社会福祉協議会、民生委員・児童委員等と連携・協働しながら支援を必要とする方の発見に努めます。

社会福祉施設
社協
行政
民生委員・児童委員
地域包括支援センター等

訪問相談

行って、見て、聞いて状況を把握します

参加法人(施設)の相談員や市町村社会福祉協議会の職員が相談者の住まいを訪問して状況を確認します。



制度検討

支援が可能な福祉制度の利用を検討します。

- 生活保護制度
- 日常生活自立支援事業
- 生活困窮者自立支援制度
- 介護保険
- 生活福祉資金貸付制度
- 障害福祉サービス等



相談支援

相談・支援

相談者本人の意向を伺いながら、訪問・相談を通して必要な福祉制度につないだり、問題解決の方法を一緒に考え支援します。また、緊急を要する場合は、食材などの経済的援助(現物給付)を行います(現金給付ではありません)。
※経済的援助(現物給付)は一時的な支援です。



見守り

生活の安定を目標に
継続的に見守り、相談などを行います。